

(別紙 1)

個人情報保護管理規程 新旧条文対照表

新	旧
(個人情報の利用目的の特定と公表等) 第 3 条 (第 1 項 略) 2 組合は、<u>法第 18 条第 3 項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意なく別表 2 により 定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</u> <u>(第 3 項 削除)</u> <u>3 第 1 項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第 9 条に定める利用範囲において特定しなければならない。</u> <u>4 第 2 項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第 9 条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。</u>	(個人情報の利用目的の特定と公表等) 第 3 条 (第 1 項 略) 2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表 2 により 定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。 <u>3 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。</u> <u>一 法令に基づく場合</u> <u>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u> <u>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u> <u>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</u> <u>4 第 1 項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第 9 条に定める利用範囲において特定しなければならない。</u> <u>5 第 2 項、第 3 項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第 9 条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。</u>

個人情報保護管理規程 新旧条文対照表

新	旧
(個人情報の第三者への提供の制限) 第4条 法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。 (第2項 略) 3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、個人情報を第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。)に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。 4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。	(個人情報の第三者への提供の制限) 第4条 法第23条第1項に定める除外事項等を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。 (第2項 略) 3 法第23条第1項に定める除外事項等ガイダンスⅢ7(1)に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。 4 法第23条第1項に定める除外事項ガイダンスⅢ8(1)に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。

個人情報保護管理規程 新旧条文対照表

新	旧
(個人情報の適正な取得及び正確性の確保) 第5条 (第1項 略) 2 特定個人情報については、番号法第<u>20</u>条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。 3 法第<u>20</u>条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。 (第6条～第21条 略) (漏えい等の事後にかかる対策) 第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、<u>漏えい</u>等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに常時事故防止に努めなければならない。 2 <u>漏えい</u>等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドランスⅢ<u>6</u>に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。 附則 <u>この規程は、令和4年4月15日より施行する。</u>	(個人情報の適正な取得及び正確性の確保) 第5条 (第1項 略) 2 特定個人情報については、番号法第<u>19</u>条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。 3 法第<u>17</u>条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。 (第6条～第21条 略) (漏洩等の事後にかかる対策) 第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、<u>漏洩</u>等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。 2 <u>漏洩</u>等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドランスⅢ<u>4(5)</u>に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。 附則 <u>この規程は、令和3年10月27日より施行する。</u>

新 (改正後)

(様式第1号)

①提供年月日	②提供した第三者			③個人情報により 識別される本人	④個人情報の項目	⑤本人同意の有無
	氏名又は名称	住所	代表者氏名 (法人のみ)			

注：1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。

2. ③の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。

3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

旧 (改正前)

(様式第1号)

①提供年月日	②提供した第三者	③個人情報により 識別される本人	④個人情報の項目	⑤本人同意年月日

注：1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。

2. ②③の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。

3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

個人情報保護管理規程 新旧様式対照表

新（改正後）

（様式第2号）

①提供年月日	②提供を受けた者			③データ取得の経緯	④個人情報により 識別される本人	⑤個人情報の項目	⑥本人同意の有無
	氏名又は名称	住所	代表者氏名 (法人のみ)				

注：1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。

2. ④の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。

3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

旧（改正前）

（様式第2号）

①提供年月日	②提供を受けた者	③データ取得の経緯	④個人情報により 識別される本人	⑤個人情報の項目	⑤本人同意 年月日

注：1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。

2. ②④の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。

3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。